

## 規制の事前評価書

評価実施日：平成25年4月3日

政策	航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令案		
担当課	航空局 交通管制部管制技術課	担当課長名	鏡 弘義
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容 【法令案等の名称】 航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 【関連条項】 航空法施行令第3条 【内容】 航空法（昭和27年法律第231号）第38条1項の規定により、国土交通大臣以外の者が政令（航空法施行令第3条）で定める航空保安施設を設置する場合、国土交通大臣の許可が必要。 設置した場合、航空法の規定により国土交通大臣による完成検査等を受けることが必要。</p> <p>② 規制の目的 国土交通大臣以外の者が政令（航空法施行令第3条）に定める航空保安施設を設置しようとするとき、 ・その者が設置及び管理能力を有すること ・当該航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準に適合することであること ・設置によって他人の利益を著しく害することとならないものであること 等の観点から国土交通大臣が事前に審査。 また、設置した場合、国土交通大臣は完成検査等の検査を実施。 設置許可の審査及び完成検査等により当該航空保安施設が十分な機能を発揮することを担保し、ひいては航空機の航行の安全が図られることを目的とする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標 a 関連する政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 b 関連する施策目標 14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する c 関連する業績指標 85 国内航空における航空事故発生件数 d 業績指標の目標値及び目標年度 検討中 e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 —</p> <p>④ 規制の内容 規制の拡充及び緩和。設置にあたって許可が必要な航空保安施設として、「衛星航法補助施設」を追加、設置にあたって許可が必要な航空保安施設から、「レンジ」及び「マーカー」を削除。 (注)「衛星航法補助施設」は、衛星を利用してGPSの測位精度を補強するための信号を送る施設。</p> <p>⑤ 規制の必要性 (1) 衛星航法補助施設の追加</p>		

	<p>a 目標と現状のギャップ 航空法では、航空機の航行の安全を図るため、航空保安施設の設置にあたって国土交通大臣の許可を必要としており、航空保安施設としての機能の発揮を担保している。しかしながら、現行では、国土交通大臣の許可を受けなければならない航空保安施設として衛星航法補助施設が規定されていないため、国土交通大臣以外の者は許可を受けることなく衛星航法補助施設の設置が可能な状態にあることから、当該者が設置しようとする衛星航法補助施設について安全上必要な基準を下回るものである場合等は、航空機の航行の安全に支障を来すおそれがある。</p> <p>b 原因分析 従来、衛星航法補助施設については国土交通大臣のみが設置を行っており、国土交通大臣以外の者が設置する事態は全く想定されてなかつたため、国土交通大臣の許可が必要な航空保安施設として規定していない。</p> <p>c 課題の特定 今般、内閣府が進めている実用準天頂衛星システム事業のプロジェクトの一環として、民間事業者が衛星航法補助施設を設置することを予定していることから、衛星航法補助施設を航空保安施設として規定し、国土交通大臣は当該施設の安全性等を担保する必要が生じることになった。</p> <p>d 規制の具体的な内容 航空機の航行の安全を図るために国土交通大臣の許可を受けなければならない航空保安施設として、衛星航法補助施設を追加する。</p> <p>(2) レンジ及びZマーカーの削除</p> <p>a 目標と現状のギャップ 設置許可が必要な航空保安施設として、現行では、政令（航空法施行令第3条）においてレンジ及びZマーカーが規定されているが、これら施設は現在全く設置されておらず、また、今後設置される可能性もない。</p> <p>b 原因分析 レンジ及びZマーカーが規定された昭和27年当時、これらは航空保安施設として利用されることが一般的であった。しかし、その後、これらに代わる、より高性能な航空保安施設が開発され普及したため、現在では、レンジ及びZマーカーの設置はなく、今後設置される見込みもない。</p> <p>c 課題の特定 レンジ及びZマーカーは今後設置される見込みがないという実態に応じた規制とする必要がある。</p> <p>d 規制の具体的な内容 設置にあたって国土交通大臣の許可を受けなければならない航空保安施設から、レンジ及びZマーカーを削除する。</p>
想定される代替案	特になし(安全性の観点から国が審査する以外の有効な代替案を想定し難いことから)。
規制の費用	<p>(1) 衛星航法補助施設の追加</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星航法補助施設を設置しようとする民間事業者にとって、その設置許可申請に係る費用（国への納付手数料を含む。）が生じる。</li> <li>・衛星航法補助施設を設置した民間事業者にとって、その完成検査等に係る費用（国への納付手数料を含む。）が生じる。</li> </ul> <p>b 行政費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣にとって、衛星航法補助施設の設置許可申請の受理な</li> </ul>

	<p>らびに完成検査等に係る業務が発生するが、いずれも通常の業務の枠内で処理できることから、追加的な費用は特に発生しない。</p> <p>c その他の社会的費用 ・特になし。</p> <p>(2) レンジ及びZマーカーの削除</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用、b 行政費用、c その他の社会的費用 ・特になし（実態がないことから）</p>
規制の便益	<p>(1) 衛星航法補助施設の追加</p> <p>① 当該規制案における便益の要素</p> <p>設置しようとする衛星航法補助施設が安全上必要な基準を満たすものであるか等を国土交通大臣が審査及び検査することによって、安全基準を下回る状態等にある衛星航法補助施設の設置を未然に防止し、ひいては航空機の航行の安全を確保できることから、大きな便益がある。</p> <p>(2) レンジ及びZマーカーの削除</p> <p>① 当該規制案における便益の要素</p> <p>特になし。</p>
規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)	<p>(1) 衛星航法補助施設の追加</p> <p>衛星航法補助施設を設置しようとする者に許可申請及び検査に係る一定の費用が発生するが、他方、安全基準を下回る状態等にあるような衛星航法補助施設の設置等を未然に防止し、ひいては航空機の航行の安全を確保できることからその便益は大きく、便益は費用を大きく上回るといえる。</p> <p>(2) レンジ及びZマーカーの削除</p> <p>レンジ及びZマーカーは、航空保安施設としての実態が既にないことから、費用、便益とも特になし。</p>
有識者の見解、 その他関連事項	なし
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	平成29年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。
その他 (規制の有効性等)	規制の有効性について 設置しようとする衛星航法補助施設が安全上必要な一定の基準を満たすものであるか等を国土交通大臣が審査及び検査することによって、基準を下回る状態等にある衛星航法補助施設の設置を未然に防止し、ひいては航空機の航行の安全を確保できることから、当該規制は有効である。